

9月～11月の支出(図書、備品、慶弔、飲食除く)

81,385円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

印刷代(月刊武松印刷代)	11,235円
交通費(駐車場、燃料代、高速代)	18,024円
通信費(携帯電話代、折込代)	52,126円
支出計 16/9/1～16/11/30	81,385円
寄付 Yさん	9,000円

市政を考える 月刊武松

発行日
16/12/1

第161号

16100部発行

たけまつ ただし

頒布責任者：武松 忠(市議会議員)
武松政策研究会

芸術文化創造センター改め

「市民ホール」 機能と規模を限定し建設費を圧縮！

秋に整備方針を示すと市長が明言した芸術文化創造センターの整備方針が示されました。

- ・呼称を「市民ホール」とする
 - ・建設費（設計費を含む）63億円程度
内23億円程度は、基金等や国交付金を充てる。
 - ・大ホール（客席数1000席以上）
小ホール（段床式可動席）、諸室
 - ・整備手法 事業提案（設計・施工一括発注方式）
- 以下に示された資料を示します。

■市民ホール(旧芸術文化創造センター)の整備方針について

今後、厳しい財政運営が見込まれることや、老朽化が著しく早期の建て替えが求められている市民会館の現状を踏まえ、新しい施設は「シンプルで使いやすいホールを造る」という原点に立ち、市総合計画・後期基本計画に位置付けて整備を進める。

市民ホール基本計画に位置付けた諸機能は、その一部をまちなかに配置することで、市民の多様な芸術文化活動をまち全体へと広げ、希望と活力にあふれた小田原をつくる。

1 新しい施設の呼称

計画地に整備する新しい施設は、現市民会館の機能を核に組み立てることとし、当面の呼称を「市民ホール」とする。

2 建設費（設計費を含む）

63億円程度

このうち23億円程度は、新たに創設する基金、ふるさと文化基金及び国からの交付金を充てる。

3 整備内容

大ホール(客席数1000席以上)

小ホール(段床式可動席)、諸室

展示系及び創造系、支援系機能については、計画地に建設費内で可能な諸室を整備するとともに一部機能については民間再開発事業の中で規模や配置等、整備の可能性を検討・調整する。

4 整備手法 事業提案（設計・施工一括発注方式）

5 建設用地の考え方

お堀端通り沿いに可能な限り空地を確保する。そのため、小田原法務合同庁舎敷地の一部と市民ホール建設予定地の一部の交換について協議している。

なお、この空地については、良好な景観を保ちつつ、今後、現市民会館用地も含めた将来の三の丸地区全体の整備を視野に入れながら、小田原城と一体となった新たな観光交流空間としての活用方を検討する。

6 今後の取り組み

（1）実施設計に至るこれまでの作業の成果の反映

実施設計に至るこれまでの成果（基本設計の際の市民ワーキングや平面プランのパブリックコメント、実施設計の際の意見交換会や市民説明会で出された意見など）については、要求水準書の作成過程において、専門家の協力を得ながら可能な限り反映させる。

（2）要求水準書の作成

要求水準書は、良質なホールを整備することを大前提にしたものとする。また実施設計におけるコストコントロールの反省から、要求水準書の作成から事業者の選定、建設工事に至るまで、専門家の協力を得るとともに、コストマネジメントの観点から専門業者に支援を委託する。

（3）事業者の選定

国土交通省に採択された多様な入札契約方式モデル事業を活用し、事業提案（設計・施工一括発注方式）による具体的な事業者選定方法を年度内に確定する。

建築費に充てる基金の内訳は、事実上主に決算剰余金と見込まれ、財政推計で余裕のあるうちに建設しなければ、借金を増やさざるを得ません。

また、要求水準書の作成が重要となりますが、よりよい事業提案には、建設用地のお堀端通り沿い空地確保条件を如何に緩和できるかが肝要です。

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会が2回まで開催されました。

前回は他の公務と重なり参加できなかったのですが、11/25の第2回協議会を傍聴しました。今回の会場は、南足柄市文化会館での開催で、自宅から車で35分（15.4km、公共交通機関だと1時間）かかりました。「中心市のあり方」という名称ですが、おかしなことに「合併しない」という選択肢が入っていないのです。そのため、実質任意合併協議会となっており、次回1/24の第3回任意協議会で合併方式（新設合併か、編入合併か）が議題となります。また、閉会の挨拶で協議会副会長（南足柄市加藤市長）は、第1回協議会の冒頭挨拶に引き続き、「ニュートラル」という発言をし、合併に前向きではない模様。はたしてどうなるのか？次回、第3回任意協議会に注目です。

表1 新設合併と編入合併の違い

区分	新設合併	編入合併
定義	2以上の市町村の区分の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格	両市の法人格が消滅し、新たな法人格が発生する。	編入される市の法人格が消滅する。
市の名称	新たに定める。	（規定なし）編入する側の市名が存続する前提
本庁舎の位置	新たに定める。	（規定なし）編入する側の本庁舎使用が前提
特別職職員 市長、副市長、 各種審議会委員	両市の特別職職員は、全て失職する。 合併から50日以内に、新市の市長選挙を行う。 新市の市長以外の特別職職員は、新市の議会で同意を得る。	編入される市の特別職職員は、全て失職する。
一般職職員	両市の職員は全て失職するが、引き続き合併後の市の職員としての身分を保有するよう措置される。	編入された市の職員は、全て失職するが、引き続き編入する市の職員としての身分を保有するよう措置される。
議会の議員	両市の議員は、全て身分を失う。 あらかじめ新市の議員定数を定め、合併から50日以内に設置選挙を行う。 〈特例措置〉 両市の議員の身分について、特例措置（在任特例）を適用できる。	編入される市の議員は、全て身分を失う。 〈特例措置〉 編入される市の議員の身分について、特例措置（在任・定数特例）を適用できる。
条例・規則	両市の条例・規則は全て失効する。	編入される市の条例・規則は全て失効する。
予算編成	合併後、選挙により市長及び議員が選出され、議会が設置されるまでの間は、暫定予算を編成し、予め定めた職務代理者が執行する。	（規定なし） 先行例では、編入される市に関する予算については、協議結果に従い、編入する市の市長が専決処分し執行している。

武松政策研究会からのお知らせ

12月の個人議会報告会および1月と2月の月刊武松発行配布は公務等都合により中止します。

5/3北條五代祭りにて氏綱公役 →



HPは、「たけまつただし」で検索！

月刊武松バックナンバー全て掲載しています。

twitter : @ttakemat

facebook : <https://www.facebook.com/tadashi.takematsu>

寄付は、ジャパンネットバンク 本店 普通口座 7941377 タケマツタダシ
さがみ信用金庫 国府津支店 普通口座 0051228 武松政策研究会 武松忠 まで